第 6704 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2021年)令和3年 6月 17日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

納期の特例の適用

Ｑ：源泉所得税の納期の特例は、給与等の支払を受ける者が10人未満の事業者に適用があるそうですが、10人未満かどうかはどのように判定するのですか？

Ａ：次のように判定します。

【解説】

源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、原則として、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければなりませんが、給与の支給人員が常時10人未満の源泉徴収義務者については、源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を、半年分まとめて納めることができる特例があります。

これを源泉所得税の納期の特例といいます。

この場合の「給与の支給人員が常時10人未満」かどうかは、給与の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満であるかどうかにより判定することとされています。

したがって、たとえば労働者を日々雇い入れることを常態とする事業者の場合であれば、たとえ常雇人の人数が10人未満であっても、日々雇い入れる者を含めると常時10人以上になるということであれば、この特例を適用することはできません。

なお、労働者を日々雇い入れることを常態としない者が繁忙期には臨時に使用した人数を含めると給与の支払を受ける者が10人以上となるような場合には、給与の支払を受ける者は常時10人未満であるものとされ、納期の特例を適用することができます。

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】